

(学則第12条関係)

信州スポーツ医療福祉専門学校GPA評価規程

(総則)

第1条 学則第12条に定めるGPA評価を実施する場合は、この規程による。

(GPAの活用)

第2条 GPAの活用方法は、各学科の裁量により定めることができる。

(評価及びGP)

第3条 学則に定める成績の評価(以下「評価」という。)に与えられるGP(Grade Point)は、次表のとおりとする。

評点	評定	GP
100-90以上	S	4.0
90未満-80以上	A	3.0
80未満-70以上	B	2.0
70未満-60以上	C	1.0
60未満-0	D	0

(GPAの種類と算出方法)

第4条 この規程に定めるGPAの種類は、当該学年における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「学年GPA」という。)、並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「累積GPA」という。)とする。学年GPA及び累積GPAの計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

一 学年GPAの計算式

$$\text{学年GPA} = \frac{(\text{当該学年に評価を受けた授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該学年に評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

二 累積GPAの計算式

$$\text{累積GPA} = \frac{(\text{在学全期間に評価を受けた授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

(GPA対象授業科目)

第5条 選択科目を除く全ての科目を対象とする。

(成績証明書への記載)

第6条 累積GPAは成績証明書に記載するものとし、学年GPAは原則として成績証明書に

記載しない。ただし、学生から学年G P Aについて提示を求められたときは、本学の評価区分及びG P A算出方法を併せて記載するものとする。

(成績評価の厳格化)

第8条 各学科における進級判定会及び卒業判定会は、学則及び各学科内規に基づきG P A評価も考慮しつつ、適正な評価の推進に努める。

(雑則)

第9条 この申し合わせに定めるもののほか、G P Aの取扱いに関し必要な事項は、理事会、教育課程編成委員会の議を経て、教務部が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から実施する。